



自治体経営の創造と公会計

第4回 NPMにおける 地方独立行政法人 その2

宗和暢之氏 公認会計士 / 監査法人トーマツ パブリックセクター部シニアマネジャー

text by Souwa Nobuyuki

1. 地方独立行政法人 制度の概要

平成14年8月および12月に相次いで総務省から「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」および「地方公営企業と独立行政法人制度に関

する研究会報告書」が公表され、いよいよ自治体にも独立行政法人制度の導入が進められることとなった。

報告書では、地方独立行政法人制度導入の意義として次の3点を挙げている。

地方公共団体の事務および事業の自

律的、効率的な実施を推進

厳格な評価システム等の整備により、効率性・透明性を向上、地方行財政改革を推進

地方公共団体が機動的・戦略的に対応するためのツールを提供

総務省が予定している地方独立行政法人制度では、自治体の地方公営企業を独立行政法人化する場合には「公営企業型地方独立行政法人」へ移行し、研究機関など公営企業以外の事業については「地方独立行政法人」へ移行することが予定されている。自治体の運営する事務および事業のうち、具体的に独立行政法人化が考えられるものとして、公立大学、公立病院などの公営企業、研究機関等が考えられる。

報告書によれば地方独立行政法人制度および公営企業型地方独立行政法人制度の概要は次のように予定されている(図1参照)。

なお、独立行政法人化に伴う課題として、職員の身分の取り扱いがある。独立行政法人化の趣旨からすれば、法人化に伴い、地方公営企業や研究機関の職員も公務員の身分を失うことになる。しかし、平成14年4月現在、先行して独立

図1 地方独立行政法人制度および公営企業型地方独立行政法人制度の概要

	地方独立行政法人	公営企業型地方独立行政法人
1. 設立	法律に基づき地方公共団体の長及び議会による意思決定を想定	
2. 役員の任免	独立行政法人の長及び監事は地方公共団体の長が任命 その他の役職員は独立行政法人の長が任命	
3. 中期目標等	中期目標は設立団体の長が設定	公営企業型地方独立行政法人
	中期計画は独立行政法人の長が作成し、地方公共団体の長が認可年度計画は独立行政法人の長が作成し、地方公共団体の長に届出 *中期目標、中期計画、年度計画いずれも公表	中期目標及び中期計画の具体的項目については、企業の経営を行うことを踏まえて検討
4. 業績評価	第三者機関として独立行政法人評価委員会(仮称)を設置し、厳格な業績評価を実施	
5. 財務会計	企業会計原則が基本	民間企業の会計基準等を参考に、企業の経営にふさわしい基準を検討
6. 財政負担	独立採算を原則としない。	独立採算が原則 一定の経費については、ルールに基づき、設立団体が負担すべき
7. 借入金	短期借入金は中期計画で定められた限度額の範囲でのみ可 長期借入金等は原則禁止。事務・事業の性格に応じて、法律上、長期借入金等を行うための根拠規定を整備	外部からの資金調達を可能とする必要がある。手法については、法人自ら長期借入金等を行う方法、あるいは、設立団体が起債により資金調達して法人に供給する方法。前者の方法を取る場合、設立団体による債務保証が必要な場合もある。

出所：地方公営企業と独立行政法人制度に関する研究会報告書(平成14年12月)

行政法人化した国の58機関のうち、53機関については役職員に公務員の身分が付与されている。独立行政法人化後に役職員に公務員としての身分を付与するかどうかは、法人の業績等を給与に反映することなど法人の人事管理の弾力性に大きな影響がある。

2. どのような事業が地方独立行政法人に向いているのか

地方独立行政法人制度の導入については、各自治体の判断に委ねられている。病院事業や水道事業などの個々の事業ごとに、従来の形態で公共サービスを提供すべきか、地方独立行政法人として公共サービスを提供すべきかを、サービスの品質の向上と効率性の観点から自治体自ら判断することになる。

では、一般的にどのような事業が地方独立行政法人化に向いているのであるのか。独立行政法人通則法第2条によれば、独立行政法人として実施されることが予定されている事業の性格として「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一つの主体に独占して行わせることが必要であるもの」としている。すなわち独立行政法人では、安定的に公共サービスを提供するため、民営化ではなく、何らかのかたちでの公共関

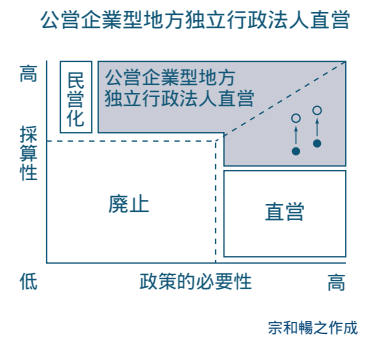
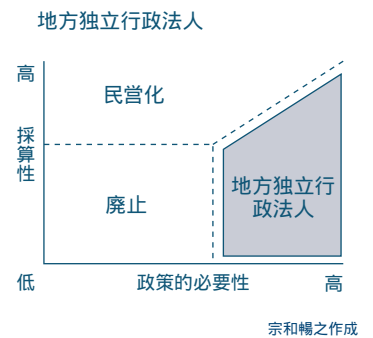
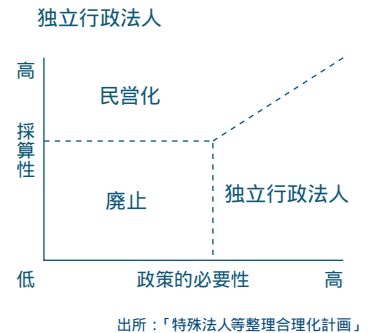
与が必要とされるサービスの提供を想定している。

そこで、国の「特殊法人等整理合理化計画」に示された政策的必要性和採算性を判断基準に地方独立行政法人および公営企業型地方独立行政法人が適する事業の性格を示すと図2のように考えられる。

地方独立行政法人は、国の独立行政法人と同様に独立採算性が予定されおらず、専ら政策的必要性の観点から公共関与が求められる事務および事業が対象となることが考えられる。これに対し、公営企業型地方独立行政法人では、地方公営企業と同様に独立採算性が求められている。本来、地方公営企業についても独立採算性は求められており、公営企業では極めて採算性が低い事業が予定されていないことを考えれば、公営企業型地方独立行政法人のカバーする範囲は相当に広いものと考えられる。イギリスにおけるエイジェンシー化検討のプロセス(Prior Options Test)では、エイジェンシー化するべきかどうかの段階で事業の必要性(必要性が低い場合は廃止)と民営化の可能性の検討が行われる。そしてエイジェンシー化が不可能な事業については直営で行われることとなる。

次回以降、実際に地方独立行政法人制度をどのように活用していくべきかを検討することとする。

図2 適する事業の性格



1964年生まれ。1988年神戸商科大学商経学部卒業。同年公認会計士2次試験合格。同年サンワ・等松青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所。民間企業の監査、M&A等のコンサルティング業務に従事。また、財務省造幣局の独立行政法人化支援業務、鳥根県、京都府舞鶴市、和歌山市、北海道千歳市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市など多くの自治体において行政評価システム導入支援業務、兵庫県宝塚市などで企業会計手法導入のコンサルティング、岡山市、神戸市などでPFI事業のコンサルティングに従事。大阪市(平成11、12、13年度)、愛媛県(平成14年度)外部監査補助者。関西大学大学院講師(現職)。著書に『行政評価導入マニュアルQ&A』(共著/中央経済社・2001)。

